



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 4 5 号 令和元年 1 2 月 2 6 日発行

目 次

は県例規集登載

【規則】

番 号	表 題	担当課名
2 8	技能労務職員の給与に関する規則の一部を 改正する規則	人事課
2 9	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	同
3 0	徳島県県有車両管理規則の一部を改正する 規則	管財課
3 1	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正 する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第二十八号）

- 一 初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。
- 二 職員を昇格させた場合における号俸を改めることとした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和二年四月一日から施行することとした。
- 四 一については、平成三十一年四月一日から適用することとした。

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則

第二十九号）

- 一 徳島県庁受付案内員等の報酬の額を改定することとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用することとした。

徳島県国有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第三十号）

- 一 道路運送車両法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十一号）

- 一 地方卸売市場認定申請手数料について、証紙により徴収することとした。
- 二 徳島県卸売市場条例の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。
- 四 この規則は、令和二年六月二十一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第二十八号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 技能労務職給料表（第2条関係）

職員の 区分	職務 の等 級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600	

40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	

85	220,500	258,600	291,300	316,500
86	220,900	258,800	291,900	316,900
87	221,300	259,100	292,500	317,200
88	222,000	259,400	293,100	317,400
89	222,500	259,600	293,400	317,600
90	223,000	259,800	293,900	317,900
91	223,500	260,200	294,400	318,200
92	223,900	260,400	294,800	318,500
93	224,300	260,700	295,200	318,700
94	224,700	261,100	295,700	319,000
95	225,100	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	

	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第六中

57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
61
61
61
62
62
63

を

56
57
57

57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
61

に、

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52

を

45
46
46
47
47
48
48
49
50
51

に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第六の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の別表第一の規定を適用する場合には、改正前の別表第一の規定に基づいて支給された給与は、改正後の別表第一の規定による給与の内払とみなす。
(補則)
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

徳島県規則第二十九号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の徳島県庁受付案内員の項中「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同二の徳島県データ活用専門員の項中「一三、二〇〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、同二の徳島県文化財調査員の項中「七、八〇〇円」を「七、九〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託歯科衛生士の項中「八、三〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託管理栄養士の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に改め、同二の徳島県嘱託獣医師の項中「一五、六〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同二の徳島県社会福祉施設非常勤調理員の項中「八、一〇〇円」を「八、二〇〇円」に改め、同二の徳島県家庭相談員の項及び母子・父子自立支援員の項中「一七五、〇〇〇円」を「一七八、〇〇〇円」に改め、同二の徳島県子育て支援コーディネーターの項中「九、二〇〇円」を「九、三〇〇円」に改め、同二の徳島県社会福祉施設非常勤栄養士の項中「七、三〇〇円」を「七、四〇〇円」に改め、同二の徳島県障がい者職業訓練支援員の項中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に改め、同二の徳島県鳥獣保護監視員の項中「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同二の徳島県水産資源保護監視員の項中「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同二の徳島県試験研究補助員の項中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同二の徳島県排水機場看守員の項中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同二の徳島県立高等学校寄宿舎舎監の項中「一、二、二〇〇円」を「一、二、四〇〇円」に改め、同二の徳島県議会受付案内員の項中「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の規則の規定による報酬の内払とみなす。

徳島県規則第三十号

徳島県固有車両管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県固有車両管理規則の一部を改正する規則

徳島県固有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号中「第六十二条の四第一項」を「第六十二条の五第一項」に改める。

様式第二号中		「	
保険証番号	13,200円	8,800円	
第 号	枚	枚	枚

重量税印紙使用枚数	6,300円	1,000円	500円	
	枚	枚	枚	

「		」	
保険証番号	20,000円	10,000円	5,
第 号	枚	枚	枚
第 号	号		
第 号	号		

重量税印紙使用枚数				
000円	4,000円	2,000円	1,000円	500円
枚	枚	枚	枚	枚

			200円	
		女		
			100円	
		女		

に改める。

」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第三十一号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項に次の一号を加える。

三百五十五の十二 地方卸売市場認定申請手数料

別表第一徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）の項に次の二号を加える。

五百四十一及び五百四十二 削除

別表第一徳島県卸売市場条例（昭和四十七年徳島県条例第十六号）の項を削る。

附 則

1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年徳島県条例第三十七号）附則第二項の規定に基づく手数料については、改正後の別表第一徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）の項第三百五十五号の十二の規定の例により徴収する。